

【別紙】

自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きの方針

令和4年3月18日現在※1

農林水産植物の種	品種名	登録年月日	種苗の海外持出	自家増殖※2	
				可否	許諾手続き
稲	鳥姫	H 24. 2. 2	否	可	不要※3
	プリンセスかおり	R 3. 10. 20			
	星空舞	出願中		否	—
ダイズ	三朝神倉	H 23. 3. 18		可	不要※3
	緑だんだん	H 23. 9. 13			
	鳥取大山2001	H 23. 9. 13			
ヤマノイモ	ねばりっ娘	H 15. 2. 20			
スイカ	どんなもん台	H 21. 3. 6			
ラッキョウ	プリティルビー	H 21. 7. 31			
	プリティパール	H 28. 10. 14			
	プリティピンク	H 30. 4. 12			
	レジスタファイブ	H 30. 8. 15			
シバ	グリーンバードJ	H 25. 2. 12			
イチゴ	とっておき	H 30. 10. 10			
ユリ	鳥鱗1号	R 3. 12. 13			
ナシ	なつひめ	H 19. 3. 23			
	新甘泉	H 20. 2. 22			
	夏さやか	H 20. 2. 22			
	秋甘泉	H 21. 3. 2			
カキノキ	輝太郎	H 22. 3. 11			
スギ	とっとり沖の山	H 14. 1. 16			

※1 最新の情報はHP等でご確認ください。

※2 自家増殖とは、農業者が得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用することです。

※3 種苗管理の遵守を条件とし、自家増殖を行った時点で、この遵守事項に同意されたものとみなします。

＜種苗管理の遵守事項＞

- ① 自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず種苗として第三者に譲渡しないこと。
- ② 品種の特性や形質を損なうことのないよう、適切な種苗を選別して利用すること。また定期的に種苗を更新すること。
- ③ 第三者から自家増殖した種苗を譲り受けたい又は譲渡したい旨の申し出があった場合は、遅滞なく県にその旨を報告すること。
- ④ 自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。